

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十四号

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県漁港管理条例施行規則（昭和四十八年佐賀県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号中「申請者 氏 名（名称及び代表者氏名）」を

「 ふりがな
申請者 氏 名（名称及び代表者氏名）」 に

この様式に記載された個人情報（甲種漁港施設占有許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、甲種漁港施設占有許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。